

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの全面移転につながる「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の十分な機能発揮に向けた意見書

日本全体で進行している人口減少と東京一極集中は、依然として歯止めがかかっておらず、国、地方を挙げて、地方創生をこれまでも増して加速させることが不可欠である。

このような中、昨年9月に、「まち・ひと・しごと創生本部」において、徳島県での「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の設置や、国民生活センターの研修、先駆的な商品テストの実施等が決定されたことは、消費者庁等の徳島移転の第一歩として、大いに歓迎したところである。

本県議会としても、消費者庁等が、徳島県を実証フィールドとして活用し、全国の消費者の利益に資する高い成果を生みだし、消費者行政・消費者教育を新たな次元に引き上げ、その成果を全国に発信できるよう、この新オフィスの運営について、あらゆる側面からサポートしてまいりたいと考えている。

また、この新オフィスの取組、ひいては、消費者庁等の徳島移転は、地方への新たな人の流れを創出するなど、地方創生、一億総活躍社会の実現に向けた取組を大きく加速させるとともに、働き方改革の実現にとっても重要な試金石となるものであり、その成否は我が国の未来に大きな影響を与えるものであると考えている。

よって、国においては、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの一日も早い徳島県への全面移転の実現につなげるため、来年度から開設される「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」が、消費者行政・消費者教育の発展・創造の拠点として、また、消費者庁の働き方改革の拠点として、期待される成果を挙げ、全国発信するなど、十分な機能発揮に向けた万全の措置を講じていただけるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月13日

徳島県議会議長 木 南 征 美